

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊生環第8号

令和3年1月8日

銃砲刀剣類発見届取扱要領の送付について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第23条の規定により銃砲刀剣類を発見した旨の届出を受理した場合の手続については、別添警察庁通達「銃砲刀剣類発見届取扱要領の送付について」（令和2年12月28日付け警察庁丁保発第213号）により実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

※ 警察庁通達「銃砲刀剣類発見届取扱要領の送付について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。